

3. 変更届

次の事項について変更が生じた場合には、届出を行います。

【必要な書類等】

- ①変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第 19 号様式の（1） p16）
- ②変更事項を証する書類

変更事項		必要な書類
届出者の氏名※1 (法人にあつては名称)	個人	●戸籍抄(謄)本若しくは戸籍記載事項証明書：原本又は原本証明した写し (発行日より6か月以内のもの)
	法人	●登記事項証明書(変更内容の前後が確認できるもの)：原本又は原本証明した写し (発行日より6か月以内のもの)
届出者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	個人	添付書類は不要
	法人	●登記事項証明書(変更内容の前後が確認できるもの)：原本又は原本証明した写し (発行日より6か月以内のもの)
取り扱う毒物又は劇物の品目		添付書類は不要
事業場の名称		添付書類は不要
事業場の所在地 (高槻市内で移転した場合)		●事業場の平面図 ●毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真(運送の事業にあつては、毒物劇物運搬車両の写真(運搬車両を変更した場合のみ))

※1：個人の場合は婚姻等、法人の場合は社名変更等による変更です。

<留意事項>

住居表示に関する法律に基づき地名番地等に住居表示変更が生じた場合には(申請者の住所若しくは事業場の所在地)、変更事項を証する書類として市町村が発行する住居表示変更証明書の原本の添付又は窓口での提示をお願いします。

変 更 届

事 業 場	種 類	令第 41 条第 号に規定する事業	
	名 称		
	所 在 地		
取 扱 品 目			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年	月 日
備 考		TEL : FAX :	

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所 〔法人にあつては、主
たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

(宛先)
高 槻 市 長

【記載上の留意点（変更届）】

①事業場の種類

- ・電気めっきを行う事業：「令第41条第1号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業：「令第41条第2号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業：「令第41条第3号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業：「令第41条第4号に規定する事業」と記載すること。

②事業場の名称

- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

③事業場の所在地

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。

④取扱品目

- ・電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあつては「無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名」、運送の事業にあつては「施行令第42条別表第二に掲げる物のうち、取り扱う品目」、しろありの防除を行う事業にあつては「砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名」を記載すること。なお、取り扱い品目が多く、すべてを記載することができない時は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

⑤変更内容

- ・変更事項及び変更前後の内容が分かるように記載すること。
- ・事業場の所在地の変更の場合には、変更前後の住居表示を記載し、移転後の事業場の平面図及び毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真（運送の事業にあつては、毒物劇物運搬車両の写真（運搬車両を変更した場合のみ））を添付すること。

⑥変更年月日

- ・変更が生じた年月日を正確に記載すること。

⑦届出者の住所及び氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。
- ・住居表示に関する法律に基づき住居表示変更が生じた場合には、変更後の所在地を記載し、「変更内容」欄にその内容を記載すること。
- ・氏名に変更があった場合には、変更後の氏名を記載し、「変更内容」欄にその内容を記載すること。